

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（所得割の課税標準）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第28条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得控除）</p> <p>第28条の3（略）</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(10)の2 ひとり親控除額 <u>30万円</u></p> <p>(11)～(13)（略）</p> <p>(14) 扶養控除額 各控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下この項及び</p>	<p style="text-align: center;">（所得割の課税標準）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第28条の9において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得控除）</p> <p>第28条の3（略）</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(10)の2 ひとり親控除額 <u>33万円</u></p> <p>(11)～(13)（略）</p> <p>(14) 扶養控除額 各控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下この項、第</p>

改正前	改正後
<p>第28条の6において同じ。)につき33万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。同条において同じ。)である場合には45万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。同条において同じ。)である場合には38万円(その老人扶養親族が、納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者(同条及び第30条第1項第1号において「同居老親等扶養親族」という。)である場合には、45万円))</p> <p>ア・イ (略) (15)・(16) (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第28条の7 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第28条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～12 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の2の2 (略) (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶</p>	<p>28条の6並びに第30条の2の3第1項第2号及び第3号において同じ。)につき33万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第28条の6において同じ。)である場合には45万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。同条において同じ。)である場合には38万円(その老人扶養親族が、納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者(同条及び第30条第1項第1号において「同居老親等扶養親族」という。)である場合には、45万円))</p> <p>ア・イ (略) (15)・(16) (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第28条の7 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第1項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第28条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,544,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～12 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の2の2 (略) (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶</p>

改正前	改正後
<p>養親族等申告書)</p> <p>第30条の2の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (4) <u>その他法第317条の3の3第1項第4号の総務省令で定める事項</u></p>	<p>養親族等申告書)</p> <p>第30条の2の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において法第317条の3の3第1項第3号の政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、<u>法第317条の3の3第2項</u>の総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の<u>法第317条の3の3第4項</u>の政令で定める要件を満たす場合には、同項の総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例) 第33条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の承認、当該承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関して必要な事項は、<u>令第48条の9の8</u>から第48条の9の10までに規定するところによる。 (固定資産税の不均一課税)</p>	<p>に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) <u>その他法第317条の3の3第2項第5号の総務省令で定める事項</u></p> <p>3 第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、<u>法第317条の3の3第3項</u>の総務省令で定めるところにより、第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の<u>法第317条の3の3第5項</u>の政令で定める要件を満たす場合には、同項の総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例) 第33条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の承認、当該承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関して必要な事項は、<u>令第48条の9の9</u>及び第48条の9の10に規定するところによる。 (固定資産税の不均一課税)</p>

改正前	改正後
<p>第44条 特定地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項の認定地域再生計画で北海道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域をいう。）をいう。）において、同法第17条の2第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下この条において同じ。）を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項の認定事業者（札幌市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第38号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に認定を受けた認定事業者であつて同条第1項第1号に掲げる事業を実施するもの又は札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の施行の日から同月31日までの間に認定を受けた認定事業者であつて同項第2号に掲げる事業を実施するものに限る。）については、当該特別償却設備である家屋、構築物若しくは償却資産又は当該家屋若しくは構築物の敷地である土地（同令第1条の公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特別償却設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年の1月1日（当該新設し、又は増設した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分に限り、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の各号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第45条 同一の者が、1区内において所有する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>(1) 原動機付自転車</p>	<p>第44条 特定地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項の認定地域再生計画で北海道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域をいう。）をいう。）において、同法第17条の2第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下この条において同じ。）を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項の認定事業者（札幌市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第38号）の施行の日から<u>令和10年3月31日</u>までの間に認定を受けた認定事業者であつて同条第1項第1号に掲げる事業を実施するもの又は札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の施行の日から同月31日までの間に認定を受けた認定事業者であつて同項第2号に掲げる事業を実施するものに限る。）については、当該特別償却設備である家屋、構築物若しくは償却資産又は当該家屋若しくは構築物の敷地である土地（同令第1条の公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特別償却設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年の1月1日（当該新設し、又は増設した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分に限り、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の各号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第45条 同一の者が、1区内において所有する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>(1) 原動機付自転車</p>

改正前	改正後
<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 三輪以上のもの(法第463条の15第1項第1号ホの総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の2 市長は、平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この項において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として法附則第4条の5第3項の政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第28条の3(第2号に係る部分に限る。)の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成29年から令和8年までの各年に限る。)中」と、「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして法第314条の2第1項第2号の政令で定めるものの対価をいう)」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ)」と、「医療費の」とあ</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 三輪以上のもの(法第448条第1項第1号ホの総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の2 市長は、平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第9項第3号に規定する要指導医薬品、同項第4号に規定する一般用医薬品及び同法第2条第17項第3号に掲げる医薬品をいう。以下この項において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として法附則第4条の5第3項の政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第28条の3(第2号に係る部分に限る。)の規定による控除については、その者の選択により、同号中「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして法第314条の2第1項第2号の政令で定めるものの対価をいう。)」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。)」と、「医療費の」とあ</p>

改正前	改正後
<p>るのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）」とあるのは「12,000円」と、「200万円」とあるのは「88,000円」として、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。</p> <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第4条の6 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項、次条第1項及び第3項並びに第4条の6の3第3項において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第28条の4及び第28条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>（1）当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</u></p> <p><u>（2）アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</u></p> <p><u>ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平</u></p>	<p><u>に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払ったものに限る。）の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）」とあるのは「12,000円」と、「200万円」とあるのは「88,000円」として、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>成18年所得税法等改正法」という。)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額</p> <p>イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。)附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項(同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。)、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項(平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額</p> <p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の6(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第</p>	

改正前	改正後
<p><u>95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第28条の8及び第28条の9第1項の規定の適用については、第28条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の6第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の6第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法附則第5条の4第8項の総務省令で定めるところにより、第1項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合に限り、適用する。</u></p> <p>4 <u>市民税の所得割の納税義務者が第30条の2第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際経由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>第4条の6の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の4に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第28条の4及び第28条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する</u></p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第4条の6 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項及び第3項において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の4に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第28条の4及び第28条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する</u></p>

改正前	改正後
<p>基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）を加算した額）の100分の4に相当する金額（当該金額が78,000円を超える場合には、78,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第28条の8及び第28条の9第1項の規定の適用については、第28条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の6の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の6の2第1項」とする。</p> <p>3 市民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の5.6」と、「78,000円」とあるのは</p>	<p>基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）を加算した額）の100分の4に相当する金額（当該金額が78,000円を超える場合には、78,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第18項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第28条の8及び第28条の9第1項の規定の適用については、第28条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の6第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の6第1項」とする。</p> <p>3 市民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の5.6」と、「78,000円」とあるのは</p>

改正前	改正後
<p>「109,200円」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の7 第28条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第4項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第28条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第15条の4第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の6第1項の規定の適用を受けるときは、第28条の7第4項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（附則第4条の9及び附則第4条の10において「特例控除対象寄附金」という。）の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第28条の4及び第28条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前年中の所得について附則第15条の3第1項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の6第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</p> <p>第4条の8 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税についての第28条の7第1項及び第4項並びに前条の規定の適用については、第28条の7第4項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額</p>	<p>「109,200円」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の7 第28条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第4項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第28条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第15条の4第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、<u>附則第18条の3第1項</u>又は附則第18条の6第1項の規定の適用を受けるときは、第28条の7第4項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（附則第4条の9及び附則第4条の10において「特例控除対象寄附金」という。）の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第28条の4及び第28条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,544,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前年中の所得について附則第15条の3第1項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、<u>附則第18条の3第1項</u>又は附則第18条の6第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</p> <p>第4条の8 平成26年度から<u>令和30年度</u>までの各年度分の個人の市民税についての第28条の7第1項及び第4項並びに前条の規定の適用については、第28条の7第4項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額</p>

改正前	改正後
<p>の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.005」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p> <p>第4条の11 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p>(新築された住宅に対する固定資産税の減</p>	<p>の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.005」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p> <p><u>2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第28条の7第1項及び第4項並びに前条の規定の適用については、当分の間、同項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。</u></p> <p>第4条の11 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p><u>2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。</u></p> <p>(新築された住宅に対する固定資産税の減</p>

改正前	改正後
<p>額) 第5条の4 <u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する建物区分所有法第2条第3項に規定する専有部分（以下この項及び附則第5条の7において「専有部分」という。）のうち法附則第15条の6第1項の政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち同項の政令で定める家屋をいう。以下この条、次条並びに附則第5条の6第1項及び第5項並びに第5条の7第1項及び第9項において同じ。）<u>（住宅の新築に係る都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）で法附則第15条の6第1項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第1項若しくは第2項又は附則第5条の6第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</u></p>	<p>額) 第5条の4 <u>令和11年4月1日から令和13年3月31日</u>までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する建物区分所有法第2条第3項に規定する専有部分（以下この項及び附則第5条の7において「専有部分」という。）のうち法附則第15条の6第1項の政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち同項の政令で定める家屋をいう。以下この条から附則第5条の6まで並びに第5条の7第1項及び第9項において同じ。）<u>（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）で法附則第15条の6第1項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第1項若しくは第2項又は附則第5条の6第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</u></p> <p><u>（1）次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として法附則第</u></p>

改正前	改正後
<p>2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数（法附則第15条の6第2項の政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。次条第2項において同じ。）である住宅で法附則第15条の6第2項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項若しくは第2項又は附則第5条の6第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分</p>	<p><u>15条の6第1項第1号の政令で定める期間が5年以上であるもののうち同号の政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）</u> <u>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域で法附則第15条の6第1項第1号イの総務省令で定めるもの</u> <u>イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</u> <u>ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</u> <u>オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域</u> (2) <u>市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）</u> <u>ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域</u> <u>イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で法附則第15条の6第1項第2号ロの総務省令で定めるもの</u></p> <p>2 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数（法附則第15条の6第2項の政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。次条第2項において同じ。）である住宅で法附則第15条の6第2項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項若しくは第2項又は附則第5条の6第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつては</p>

改正前	改正後
<p>所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第2項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の5 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に新築された同法第11条第1項に規定する認定長期優良住宅（以下この条並びに附則第5条の7第9項、第11項及び第12項において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で法附則第15条の7第1項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の7第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</u></p> <p>2 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和8年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で法附則第15条の7第2項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項又は第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から7年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則</u></p>	<p>この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第2項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の5 <u>令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅（以下この条並びに附則第5条の7第9項、第11項及び第12項において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で法附則第15条の7第1項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第1項、第3項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の7第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</u></p> <p>2 <u>令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で法附則第15条の7第2項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項又は第5項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から7年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の7第2項の政令で定める</u></p>

改正前	改正後
<p>第15条の7第2項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>3～5 （略） （市街地再開発事業の施設建築物に該当する家屋等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の6 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) （略） （耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の7 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に法附則第15条の9第1項の政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行われたものであつて、地震に対する安全性に係る基準として同項の政令で定める基準（次条において「耐震基準」という。）に適合することにつき同項の総務省令</p>	<p>ところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>3～5 （略） （市街地再開発事業の施設建築物に該当する家屋等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の6 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第10項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第14項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項において準用する同条第10項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) （略） （耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の7 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成18年1月1日から令和13年3月31日までの間に法附則第15条の9第1項の政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行われたものであつて、地震に対する安全性に係る基準として同項の政令で定める基準（次条において「耐震基準」という。）に適合することにつき同項の総務省令</p>

改正前	改正後
<p>で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第9項、第11項又は第12項の規定の適用がある場合を除き、当該耐震改修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の9第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の同項の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新築された日から10年以上を経過した住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9第4項の政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条において「特定居住用部分」という。）にお</p>	<p>で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第9項、第11項又は第12項の規定の適用がある場合を除き、当該耐震改修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が平成25年1月1日から令和13年3月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の9第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の同項の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新築された日から10年以上を経過した住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9第4項の政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条において「特定居住用部分」という。）にお</p>

改正前	改正後
<p>いて平成28年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に高齢者、障害者その他の同項の政令で定める者（以下この項及び次項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で法附則第15条の9第4項の政令で定めるもの（以下この項から第5項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたものであつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第1項、第9項又は第11項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該居住安全改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第6項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の同条第4項の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>4 新築された日から10年以上を経過した区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9第5項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成28年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に居住安全改修工事が行われたものであつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第1項、第9項、第12項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第7項の規定の適用がある場合には同項</p>	<p>いて平成28年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に高齢者、障害者その他の同項の政令で定める者（以下この項及び次項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で法附則第15条の9第4項の政令で定めるもの（以下この項から第5項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたものであつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第1項、第9項又は第11項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該居住安全改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第6項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の同条第4項の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>4 新築された日から10年以上を経過した区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9第5項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成28年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に居住安全改修工事が行われたものであつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第1項、第9項、第12項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第7項の規定の適用がある場合には同項</p>

改正前	改正後
<p>の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の法附則第15条の9第5項の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第5項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>6 平成26年4月1日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9第9項の政令で定めるものに限る。)のうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で同項の政令で定めるもの(以下この項、次項及び第11項から第13項までにおいて「熱損失防止改修工事等」という。)が行われたもの(以下この項において「熱損失防止改修等住宅」という。)に対して課する固定資産税については、第1項、第9項又は第11項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該熱損失防止改修工事等が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額(第3項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅その他の同条第9項の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第9項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額する。</p>	<p>の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の法附則第15条の9第5項の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第5項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>6 平成26年4月1日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9第9項の政令で定めるものに限る。)のうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で同項の政令で定めるもの(以下この項、次項及び第11項から第13項までにおいて「熱損失防止改修工事等」という。)が行われたもの(以下この項において「熱損失防止改修等住宅」という。)に対して課する固定資産税については、第1項、第9項又は第11項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該熱損失防止改修工事等が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額(第3項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅その他の同条第9項の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第9項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額する。</p>

改正前	改正後
<p>7 平成26年4月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9第10項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に熱損失防止改修工事等が行われたもの（以下この項において「熱損失防止改修等専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修等専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第1項、第9項、第12項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修等専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分その他の法附則第15条の9第10項の政令で定める熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第10項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に法附則第15条の9の2第1項の政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅（同項の政令で定めるものに限る。以下この項から第12項までにおいて同じ。）に該当することになったもの（以下この項及び次項において「特定耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税</p>	<p>7 平成26年4月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9第10項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に熱損失防止改修工事等が行われたもの（以下この項において「熱損失防止改修等専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修等専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第1項、第9項、第12項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修等専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分その他の法附則第15条の9第10項の政令で定める熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第10項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に法附則第15条の9の2第1項の政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅（同項の政令で定めるものに限る。以下この項から第12項までにおいて同じ。）に該当することになったもの（以下この項及び次項において「特定耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税</p>

改正前	改正後
<p>に限り、当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る特定耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに同条第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の同項の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。以下この項において「特例適用対象税額」という。）の3分の2に相当する額（当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の3分の2に相当する額とし、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の2分の1に相当する額とする。）を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 平成26年4月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9の2第4項の政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この項及び第13項において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第9項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱</p>	<p>に限り、当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る特定耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに同条第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の同項の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。以下この項において「特例適用対象税額」という。）の3分の2に相当する額（当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の3分の2に相当する額とし、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の2分の1に相当する額とする。）を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 平成26年4月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9の2第4項の政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この項及び第13項において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第9項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱</p>

改正前	改正後
<p>損失防止改修等住宅その他の同条第4項の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の2に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>12 平成26年4月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9の2第5項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの(以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。)の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第9項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の法附則第15条の9の2第5項の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第5項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の2に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>13 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)</p> <p>第5条の7の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋(同法第7条又は同項の規定による報告が</p>	<p>損失防止改修等住宅その他の同条第4項の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の2に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額する。</p> <p>12 平成26年4月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9の2第5項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和4年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの(以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。)の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第9項若しくは第14項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の法附則第15条の9の2第5項の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第5項の政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の2に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。</p> <p>13 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)</p> <p>第5条の7の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋(同法第7条又は同項の規定による報告が</p>

改正前	改正後
<p>あつたもの限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に政府の補助で法附則第15条の10第1項の総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の10第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに同項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として同項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額）</p> <p>第5条の7の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第19号に規定する特別特定建築物（次項第3号において「特別</p>	<p>あつたもの限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成26年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で法附則第15条の10第1項の総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の10第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに同項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として同項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額）</p> <p>第5条の7の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者移動等円滑化法第14</p>

改正前	改正後
<p>特定建築物」という。)で法附則第15条の11第1項の政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事(高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この条において同じ。)が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該利便性等向上改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額(当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額)の3分の1に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>条第3項の条例で定める高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるものを受けて利便性等向上改修工事(高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の当該家屋の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この条において同じ。)が行われたものであつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者移動等円滑化法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に規定する高齢者移動等円滑化法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの(同項の総務省令で定めるものを除く。以下この条において「改修特別特定建築物」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該利便性等向上改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額(当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額)の3分の1に相当する額を当該改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者移動等円滑化法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に規定する高齢者移動等円滑化法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特別特定建築物</u>が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) <u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(東日本大震災に係る被災代替土地等の固定資産税及び都市計画税の特例)</p> <p>第5条の8 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの(以下この項において「被災住宅用地」という。)の所有者(当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の法附則第56条第10項の政令で定める者が、<u>平成23年3月11日から令和8年3月31日</u>までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)を行った場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として同項の政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第59条の2の規定を除く。)を適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者(当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の法附則第56条第11項の政令で定める者が、<u>平成23年3月11日から令和8年3月31日</u>までの間に、当該被災家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家</p>	<p>該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋</u>が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) <u>第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者移動等円滑化法第14条第3項の条例で定める高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(東日本大震災に係る被災代替土地等の固定資産税及び都市計画税の特例)</p> <p>第5条の8 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの(<u>福島県の区域内にあるものに限る。</u>以下この項において「被災住宅用地」という。)の所有者(当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の法附則第56条第10項の政令で定める者が、<u>令和8年4月1日から令和11年3月31日</u>までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)を行った場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として同項の政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第59条の2の規定を除く。)を適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(<u>福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。</u>以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者(当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の法附則第56条第11項の政令で定める者が、<u>令和8年4月1日から令和11年3月31日</u>までの間に、当該被災家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得した場合における当該取得された家屋に対</p>

改正前	改正後
<p>屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第5条の4から前条までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（前条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として法附則第56条第11項の政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに同条第11項の政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項及び次項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の令附則第33条第23項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第5条の4から前条までの規定の</p>	<p>して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第5条の4から前条までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（前条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として法附則第56条第11項の政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに同条第11項の政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項及び次項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の令附則第33条第20項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第5条の4から前条までの規定の</p>

改正前	改正後								
<p>適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として令附則第33条第24項及び第25項の規定により算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに同条第24項及び第25項の規定により算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。</p> <p>8 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ア (略)</p> <table border="1" data-bbox="296 1272 772 2022"> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地</td> </tr> </table>	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地	<p>適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として令附則第33条第21項及び第22項の規定により算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに同条第21項及び第22項の規定により算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。</p> <p>8 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ア (略)</p> <table border="1" data-bbox="903 1272 1378 2022"> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地</td> </tr> </table>	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地
(ア) (略)	(略)								
(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地								
(ア) (略)	(略)								
(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)第1条の規定による改正前の法(以下「令和6年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地								

改正前		改正後									
	<p>であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和7年改正前の法」という。）第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和8年度である場合であつて、当該土地が<u>当該年度の前年度分</u>の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）</p>		<p>であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和7年改正前の法」という。）第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和8年度である場合であつて、当該土地が<u>令和7年度分</u>の固定資産税について<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和8年改正前の法」という。）</u>第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）</p>								
イ	(略)	イ	(略)								
	<table border="1"> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の</td> </tr> </table>	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の		<table border="1"> <tr> <td>(ア) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (略)</td> <td>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の</td> </tr> </table>	(ア) (略)	(略)	(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の
(ア) (略)	(略)										
(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の										
(ア) (略)	(略)										
(イ) (略)	これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和6年度である場合であつて、当該土地が令和5年度分の										

改正前	改正後
<p>固定資産税について令和6年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和8年度である場合であつて、当該土地が<u>当該年度の前年度分の固定資産税</u>について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）</p>	<p>固定資産税について令和6年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和8年度である場合であつて、当該土地が<u>令和7年度分の固定資産税</u>について令和8年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）</p>
<p>(7)・(8) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。 4 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 6 法附則第15条第25項第3号に規定する条例</p>	<p>(7)・(8) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。 4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例</p>

改正前	改正後
<p>で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>（3）～（5）（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用につ</p>	<p>で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>（3）～（5）（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中</p>

改正前	改正後
<p>いては、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項<u>及び第4条の6第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項<u>及び第4条の6第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>よる市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第17条第3項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第17条第3項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第17条第3項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第17条第3項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法</u></p>

改正前	改正後
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>第18条の3から第18条の5まで 削除</u></p>	<p><u>律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第18条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第28条第1項及び第2項並びに第28条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において</u></p>

改正前	改正後
	<p>「<u>特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>」という。) に対し、<u>特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額</u> (特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額 (次項第1号の規定により読み替えて適用される第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、<u>特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額</u>があるときは、<u>市民税に関する規定の適用</u>については、<u>当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第28条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の6第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の</p>	<p><u>(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>第18条の4及び第18条の5 削除</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の6第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第1項の規定による</p>

改正前	改正後
<p>8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、<u>第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28</p>	<p>市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項及び第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあ</p>

改正前	改正後
<p>条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の9 所得割の納税義務者が支払を受けなければならないべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第28条第1項及び第2項並びに第28条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の4の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定によ</p>	<p>るのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の9 所得割の納税義務者が支払を受けなければならないべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第28条第1項及び第2項並びに第28条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の4を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の4の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後</p>

改正前	改正後
<p>る市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、<u>第4条の6の2第1項</u>及び第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における<u>附則第4条の6の2第3項</u>の規定の適用については、同項中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。</p>	<p>段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における<u>附則第4条の6第3項</u>の規定の適用については、同項中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。</p>

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の7 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) （略）</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) （略）</p> <p>9～12 （略）</p> <p>13 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) （略）</p> <p>14～17 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）</p> <p>第5条の7 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>令附則第12条第26項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第27項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) （略）</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第34項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) （略）</p> <p>9～12 （略）</p> <p>13 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第34項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) （略）</p> <p>14～17 （略）</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定又は

部分は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第28条の7第4項、第30条の2の2第1項第2号及び第30条の2の3の改正に係る部分並びに附則第4条の2の改正に係る部分（第5号に掲げる部分を除く。）、附則第4条の6の2第1項の改正に係る部分（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分、「令和7年」を「令和12年」に改める部分及び同項第1号の改正に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成7年法律第11号）」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第3項の改正に係る部分及び附則第4条の7の改正に係る部分（第6号に掲げる部分を除く。）並びに次条第3項から第5項までの規定 令和9年1月1日
- (2) 第1条中第45条の改正に係る部分及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第1条中第28条の3第10号の2の改正に係る部分並びに附則第4条の8及び第4条の11の改正に係る部分、附則第16条の2第1項及び第2項の改正に係る部分（「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに同条第3項の次に1項を加える部分並びに次条第2項及び第7項の規定 令和10年1月1日
- (4) 第1条中附則第5条の4第1項の改正に係る部分（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分及び「、次条並びに附則第5条の6第1項及び第5項」を「から附則第5条の6まで」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正に係る部分（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）、附則第5条の5第1項の改正に係る部分（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正に係る部分（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）及び附則第5条の6の改正に係る部分、第2条の規定並びに附則第3条第4項から第7項までの規定 令和11年4月1日
- (5) 第1条中附則第4条の2の改正に係る部分（「第4条第5項第3号」を「第4条第9項第3号」に改める部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律

第37号) 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(6) 第1条中附則第4条の7の改正に係る部分(「附則第18条の2第1項」の次に「、附則第18条の3第1項」を加える部分及び同条第5号に係る部分に限る。)、附則第18条の3から附則第18条の5までの改正に係る部分並びに次条第6項及び第8項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3(第10号の2に係る部分に限る。)の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる部分による改正後の札幌市税条例(以下「9年1月新条例」という。)第28条の7第4項及び附則第4条の7の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第30条の2の3第1項及び第2項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の札幌市税条例(以下「旧条例」という。)第30条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 9年1月新条例附則第4条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみ

なされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 前条第6号に掲げる部分による改正後の札幌市税条例附則第4条の7の規定は、同号に掲げる部分の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和10年1月1日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

8 新条例附則第18条の3の規定は、前条第6号に掲げる部分の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第45条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和4年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された附則第1条第4号に掲げる部分による改正前の札幌市税条例（以下「4号旧条例」という。）附則第5条の4第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された4号旧条例附則第5条の4第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された4号旧条例附則第5条の5第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された4号旧条例附則第5条の5第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第5条の7の3第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新条例附則第5条の8第1項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「福島県の区域内にあるものに限る。以下」とあるのは、「以下」とする。
- 10 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧条例附則第5条の8第1項に規定する土地に対して

課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 1 1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得され、又は改築された新条例附則第5条の8第3項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。
- 1 2 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得され、又は改築された旧条例附則第5条の8第3項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（理 由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、ひとり親の所得控除額を引き上げるほか、固定資産税について、新築された住宅に係る税額の減額措置の期限を延長する等のため、本案を提出する。